

# 台湾税務および投資法令アップデート

## 2017年12月

### 所得税法

#### 国別報告書、マスターファイルの作成基準公布

財政部が草案を作成していた移転価格監査準則の改正条文が先日公布され、12月11日にプレスリリースにより作成および提出の基準が公布されました。台湾では2017年度より新規定となる3ファイル形式の移転価格文書が実施開始となり、従来の移転価格報告書に加え、マスターファイル(Master file; MF)および国別報告書(Country-by-Country-Reporting; CbCR)という新制度が設けられ、マスターファイルおよび国別報告書は2018年12月31日までに提出する必要があります。

以下の表に示すセーフハーバー基準により一定の規模未満の場合は作成・提出が免除されますが、基準を上回る場合は国別報告書やマスターファイルの提出が必要となります。

報告	国別報告書(CbCR)	マスターファイル(MF)	移転価格報告書
提出要件	多国籍企業グループの最終親会社所在地の基準に従う。最終親会社が日本企業の場合は、連結売上高1,000億円(OECDが定めた7.5億ユーロに基づく)に達する場合(注1)	多国籍企業グループの台湾子会社の営業収入純額と営業外収益の合計がNT\$30億および台湾外の関連者との取引金額がNT\$15億に達する場合(注1)	現行規定と同じ
収入の基準年度	多国籍企業グループの前年度の連結総収入金額(営業収入、その他の収入および営業外収益を含む)	多国籍企業グループの台湾子会社の当年度の営業収入純額と営業外収益の合計および台湾外の関連者との取引金額	現行規定と同じ
提出期限	2018年12月31日	2018年12月31日	法人税確定申告時に作成
作成・提出義務者	最終親会社(注2) 相手国より台湾国税局が自動交換で直接入手できる場合、別途提出は不要 入手不能の場合は提出必要	最終親会社 台湾子会社(注2)に提出義務	台湾子会社

注1：作成不要の条件に該当しマスターファイルまたは国別報告書の提出が免除される会社でも、多国籍企業グループが他の構成員の所在国または地域の規定によりマスターファイルまた

は国別報告書を提出しなければならない場合は、税務署から提出を求められる可能性があります。

注2：台湾内に子会社が2つ以上ある場合は、そのうちの1つの子会社を指定して提出することができます。

**PwC台湾の見解：**世界の移転価格税制の動向に伴い、多国籍企業は、各国における移転価格文書の提出に関する法令規定を注意深く見守る必要があります。今回、台湾で新制度となる3ファイル形式の移転価格文書が導入されましたが、多国籍企業の報告書の提出方法にも影響が生じることになりますので、この重大な税制改正に対応するため、多国籍企業においては早めに準備されることが望まれます。

### 台湾とチェコが租税協定を締結

財政部の国際財政司より、台湾とチェコが全面的な租税協定を調印したことが発表されました。双方は、各自国内の必要な手続を完了させてから、実施日程を確認することになります。租税協定での取り決めに基づき、所得の源泉国は、他方の締結国の居住者(個人および企業を含む)の取得する各種所得について、適切な減免措置を提供して二重課税を解消するとともに、税負担を軽減し、争議解決の仕組みを提供することとなります。その主な内容は以下のとおりです。

適用範囲	適用対象	居住者：それぞれの税法の定義を満たす居住者を指す。個人および企業が含まれる。
	適用税目	所得税
主な租税減免措置	事業所得	一方の地域の企業が他方の地域において行う事業が「恒久的施設」に該当しない場合、その「事業所得」は免税となる。
	投資所得	一、配当：限度税率10%。 二、利息：限度税率10%、特定の利息は免税。 三、ロイヤリティ：工業、商業または科学関連設備の使用あるいはその使用权により支払われる報酬である場合、限度税率5%、その他の場合は10%。
	財産取引所得	株式取引所得は原則として免税となる。
争議解決	相互協議手続	一方の地域の居住者が、租税協定の適用や移転価格の対应的調整をめぐる争議、またはその他の二重課税問題に直面した場合、事後の調査リスクの軽減や税負担を把握するため、一定の期間内に当該一方の地域の主務機関に、関連者間取引に関する二国間事前確認を申請することができる。

## 営業税法

### 2社以上の営業人の共同での貨物または役務の購入または販売に対する仕入・販売証憑の取得または発行について

財政部の2017年11月16日付台財税字第10604652310号通達によれば、2社以上の営業人が共同出資して貨物または役務を購入または販売する場合の仕入・販売証憑に関する規定は以下の通りとなります。

方法		方法1	方法2
取扱方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>各営業人が仕入証憑を取得</li> <li>各営業人が統一發票を発行</li> </ul>	主幹となる営業人が全営業人を代表して証憑を取得および発行 (全営業人による同意が必要)
方法の選定または変更		方法の選定：自由に選定できる(所轄の税務機関への届出とその承認が不要) 方法の変更：所轄の税務機関への届出とその承認が必要	
共同取引に関する取り扱い	仕入	分担割合に基づき仕入証憑を取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名が主幹営業人の仕入証憑を取得</li> <li>主幹営業人が毎月末に分担割合に基づきほかの営業人に統一發票を発行し、これを仕入証憑とする</li> </ul>
	販売	分担割合に基づき統一發票を発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>主幹営業人が全営業人を代表して統一發票を買受人に対して発行(注)</li> <li>ほかの各営業人が毎月末に分担割合に基づき主幹営業人に対して統一發票を発行(注)</li> </ul>

注：統一發票の注記欄には「共同で経営する対象物の名称および分担割合」等を明記しなければなりません。

上記の分担割合とは共同営業人の出資比率を指し、かつその仕入・販売の分担割合と一致していなければなりません。なお、2010年2月23日付台財税字第09800573920号通達の規定は廃止となります。新通達と2010年の旧通達との主な違いは、新規定では所轄の税務機関の承認を受ければ、選定した取扱方法を変更することが可能となり、また方法2の主幹営業人を代表とする方法を選定する場合も、従来では主幹営業人の営業税の管轄官庁への届け出が必要でしたが、新規定では全営業人の同意を得るのみで良く、仕入・販売の統一發票の注記欄での記載方法も、「共同で経営する対象物の名称および分担割合」を明記するのみで良いこととなりました。

## 会社法

### 会社の取締役および監査役にまもなく欠員が出る場合、補欠選挙を先に行うことが可能

経済部は2017年10月24日付経商字第10602422810号通達にて、株主総会が取締役および監査役の補選を行う場合のタイミングについて説明しています。

- 一、 会社法第199条の1第1項によれば、「取締役の任期満了前に株主総会の決議により取締役全員を改選する場合、取締役の任期満了まで取締役を解任しないと決議していない限り、任期満了前の解任とみなす」と定められています。この法令の原理によれば、会社法では会社が補欠選挙を先行して行うことを禁じていません。
- 二、 現在の実務では、取締役および監査役が会社に辞意を表明し、辞職日が別途定める条件または期限による場合、会社がこれに先行して補選を行うことはできず、当該取締役および監査役が実際に退任してから補選を行うことができると会社登記機関は見解を示しています。しかしながら、上記の条件付または期限付の辞職は欠員を予想できるものであるため、欠員が出ていない状態での補選とは状況が異なるので、先に補選を行うことは会社法に違反しないと考えられます。
- 三、 当該補選は条件付の補選であり、当該取締役の辞任ならびにその補選をもって条件が満たされます。会社は条件が満たされてから、取締役および監査役の登記変更を行うことが可能となります。

### 商業銀行は、グリーンエネルギーテクノロジー、アジアのシリコンバレー、バイオ医薬品、国防産業、スマート機器、新農業および循環経済等、重点的なスタートアップ産業に投資可能

金融監督管理委員会は2017年11月17日付金管銀法字第10610005800号通達にて以下のように説明をしています。

産業の発展に順応し、ならびに国の金融政策に合致した銀行信用とするため、商業銀行によるグリーンエネルギーテクノロジー、アジアのシリコンバレー、バイオ医薬品、国防産業、スマート機器、新農業および循環経済等重点的なスタートアップ産業への投資は、銀行法第74条第2項にいう「政府の経済発展計画に合わせるため」に該当します。

現行の銀行法第74条第2項では以下のように定めています。

「政府の経済発展計画に合わせるため、管轄官庁の承認を得た場合は、商業銀行は非金融関連事業に投資することはできるが、当該関連事業の経営に参加してはならない。管轄官庁が申請書類が送付された日の翌日から30日以内に反対意見を表さない場合、承認したとみなされる。ただし、上記期間中に銀行は申請中の投資を行ってはならない。」

**PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト**

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">http://www.pwc.tw/ja.html</a>			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.